## 2020年4月1日改定

カードローン保証委託規定(オリックス・クレジット株式会社)

新	旧
第6条(求償権の事前行使)	第6条(求償権の事前行使)
1.略	1.略
①~⑤ 略	①~⑤ 略
⑥刑事上の訴追を受けたとき。	⑥刑事上の訴追を受け、または成年被後見人、被保佐人
	<u>もしくは被補助人の審判を受け</u> たとき。
<b>⑦略</b>	⑦略
2.略	2.略
第8条(反社会的勢力の排除)	第8条(反社会的勢力の排除)
1.略	1.略
①~⑤ 略	①~⑤ 略
⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義	(追加)
される「犯罪による収益」にかかる犯罪(以下「犯罪」といい	
ます。)に該当する罪を犯すこと。	
2.略	2.略
①~③ 略	①~③ 略
④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貸主の	(追加)
信用を毀損し、または貸主の業務を妨害する行為。	
⑤風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会	④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会
社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行	社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行
為。	為。
⑥犯罪に該当する罪に該当する行為。	(追加)
⑦ その他前各号に準ずる行為。	⑤ その他前各号に準ずる行為。
3. 略	3. 略
4. 略	4. 略
第11条(本規定の変更)	第11条(本規定の変更)
保証会社は、本規定の内容を変更する場合、法令等の定	金融情勢の変化、その他相当の事由があるときは、保証
める条件・手続きに従い、当該変更内容及び変更日を私	会社は、変更内容を公表すること等により本規定の内容を
に通知又は公表するものとします。この場合、私は、変更	変更することができるものとします。
日以降は変更後の規定内容に従うものとします。	